

令和2年3月16日

南相馬市農業委員会
3月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年3月16日(月)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	欠	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 本間 健一 酒井 盛男

3. 出席職員

局長 佐藤 光

次長 高橋徳比克

主査 山本 将之

主事 平田 幸子

主事 米本 一樹

農政課主査 但野 典康

農政課副主査 野地 俊紀

農政課副主査 濱中 千紘

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 1 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 1 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 5 報告第 1 5 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 2 6 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 2 7 号 農用地利用規程の認定に係る意見について
- 日程第 8 議案第 2 8 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
- 日程第 9 議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 0 議案第 3 0 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定の許可申請について
- 日程第 1 1 議案第 3 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 2 議案第 3 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第 1 3 議案第 3 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)
- 日程第 1 4 議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 5 議案第 3 5 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 6 議案第 3 6 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 7 議案第 3 7 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定の許可申請について(県許可分)
- 日程第 1 8 議案第 3 8 号 現況確認証明願について
- 日程第 1 9 議案第 3 9 号 農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の決定について
- 日程第 2 0 議案第 4 0 号 令和 2 年度標準農作業料金の決定について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 それでは、ただいまより令和2年3月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、5番梅村正敏委員であります。出席委員は、会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号9番塚野邦好委員、10番今野由喜委員、11番佐藤洋委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。去る3月6日に、農業農村基盤整備事業押釜地区竣功記念碑除幕式が原町区押釜地内で開催され、岡田敏文会長職務代理者が出席したところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第13号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第4号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第13号、専決第4号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対しまして、農業経営継続証明書を交付した事案が贈与税納税猶予が6件、不動産取得税徴収猶予が8件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第14号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第14号についてご説明いたします。議案書の5ページになります。今回2件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。なお、整理番号1

番につきましては、貸借の期間終了後も、継続して耕作等を行っていたため、この日付での解約となりました。そのほか、詳細につきましては記載のとおりとなっております。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第5報告第15号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第15号についてご説明いたします。議案書の6ページから7ページ、整理番号1番から3番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。整理番号1番については、昭和56年頃、亡き父が49番1の一部に進入路、農耕車両駐車場を整備してしまい、現在も使用しています。また、平成3年頃には49番の一部を浄化槽敷地、平成4年頃には55番の一部に北側隣接地からの土砂流出を解消するためU字側溝を設置し、以降は農作業機械置場として現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。整理番号2番については、昭和46年に亡き父が分筆前の9番の畑を取得し、翌年、畑から田に転換する際に、9番の一部に進入路を整備してしまい、現在も使用しています。また、平成24年に娘家族が同居することになり、これまで駐車場及び農業機械置場としていた宅地に増築を行い、7番1と2の土地を駐車場として整備してしまい、現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。整理番号3番については、昭和60年頃に亡き父が、実家を離れていた申請者夫婦が戻ってくることに伴い、自宅の建て替えに合わせて倉庫を整備してしまい、現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第26号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第26号についてご説明いたします。議案書の8ページから9ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第26号について説明いたします。今回利用権設定が11件となっており、内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料につきましては双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第27号、農用地利用規程の認定に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第27号についてご説明いたします。議案書の10ページから20ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第27号について説明いたします。このたび小高区女場地区において営農改善組合を結成するに至りましたので、農用地利用規程につきまして審議を求めるものになります。農用地利用規程の概要につきましては資料、12ページからになります。こちらの規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講じることによって、女場地区の農業振興と農業経営の改善を目的と

し、策定しております。第2条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための必要な措置について、具体的に三つの取り組みを示しております。第3条の実施区域につきましては、資料18ページの区域図のとおりとなっております。第4条から第11条まで、第2条に示しました取り組みの内容及び具体的な事項方策についてを記載しております。こちらの規程の内容につきましては、令和2年2月16日に小高区女場地区での営農改善組合設立総会を開催しておりまして、組合員の方から承認を得ております。議事録につきましては20ページに記載しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第28号、農用地利用規程の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第28号についてご説明いたします。議案書の21ページから28ページになります。市が農用地利用規程を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第28号について説明いたします。議案書の21ページから28ページになります。当該議案は飯崎地区において、農用地利用規程を変更するに当たり審議を求めるものでございます。新旧対照表が27ページにございますので、そちらをご覧ください。まず飯崎地区の土地利用調整に伴い、規程第10条第1項の表を変更しております。また、変更前の規程第10条第2項に表記されています。農用地利用集積円滑化団体の実施する事業は、令和2年4月1日から農地中間管理事業に統合一体化することから、変更後は表記をなくしております。変更箇所は、以上2箇所でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第29号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、申請番号4番から6番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、8番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から申請番号4番から6番の説明を求めます。

事務局 議案第29号申請番号4番から6番についてご説明いたします。議案書の30ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。今回の案件につきまして、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでございますので、原案のとおり決することといたします。8番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から議案第29号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第29号の残りすべてについてご説明いたします。議案書29ページから32ページになります。申請番号10番につきましては、議案第30号申請番号

9番の関連案件となっております。そのほか、詳細につきましては、記載のとおりとなっております。今回の案件につきまして、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、ただいまの議案に対しまして質疑があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第30号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第30号についてご説明いたします。議案書の33ページから36ページになります。申請番号9番につきましては、議案第29号申請番号10番の関連案件となっております。申請番号10番につきましては、議案第31号申請番号5番の関連案件となっております。申請番号11番につきましては、議案第31号申請番号5番の関連案件となっております。そのほか詳細につきましては、記載のとおりとなっております。今回の案件につきまして、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、ただいまの議案に対しまして質疑があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 3 1号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 1号についてご説明いたします。議案書の 3 7ページから 3 8ページ、申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号 1 番については、報告第 1 5号整理番号 1 番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号 2 番については、報告第 1 5号整理番号 2 番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号 3 番については、報告第 1 5号整理番号 3 番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号 5 番については、議案第 3 0号申請番号 1 0番及び 1 1番の関連案件で、3 条により借り受けた農地を改良する一時転用であり、転用期間は許可日から 3 カ月となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 3 1号、申請番号 1 番についてご説明をいたします。現地案内図は 1 ページです。ただいま説明ありましたように報告第 1 5号整理番号 1 番の追認事項でございますが、本件につきましては、去る 3 月 1 1日午前 9 時より、申請人立ち会いのもとに現地調査を行いました。現場で聞き取りを行い、さらに、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしましたところでございます。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議 長 続きまして、申請番号 2 番、5 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 3 1号申請番号 2 番につきまして、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 2 ページになります。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりであります。なお、この議案は報告第 1 5号整理番号 2 番と関連がございます。去る 3 月 1 2日午後 1 時 3 0分より、申請人並びに代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人並びに代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

続きまして、議案第 3 1号申請番号 5 番につきまして現地調査の報告をいたします。現地案内図は 5 ページになります。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりであります。去る 3 月 1 1日午前 9 時 3 0分より、申請人並びに代理人行政

政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、申請人並びに代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 続きまして、申請番号3番について、12番委員。

12番委員 議案第31号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。案内図は3ページです。去る3月11日午前11時頃より、申請人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 続きまして、申請番号4番について8番委員。

8番委員 議案第31号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページになります。去る3月9日午前11時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第32号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第32号についてご説明いたします。議案書の39ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、一般住宅、事務所、休憩場、駐車場として使用する目的で転用許可を受けておりますが、転用事業者の体調不良により、計画どおり事業を進めることができないことから、アパート、駐車場を整備するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第32号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。案内図は6ページです。去る3月12日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第33号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第33号についてご説明いたします。議案書の40ページから41ページ、申請番号1番及び2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等については記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、申請番号1番については、倉庫を建築する目的で転用許可を受けておりますが、自宅から距離があり、利用するのにも不便であることから計画を断念し、周辺から要望があった貸駐車場を整備するため事業計画を変更するものです。続きます、申請番号2番については、一般住宅、駐車場を建築する目的で転用許可を受けておりますが、居住する予定だった娘がほかの土地に住宅を建築したことにより、当初計画していた住宅を建築する必要がなくなったことから、転用事業者が開いている教室の駐車場として利用するため、事業計画をするものです。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請は1番について、11番委員。

11番委員 議案第33号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。去る3月10日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。この議案は、昭和46年に転用許可を受けて、先ほど説明ありましたように、倉庫を建てる予定だったそうですが、約49年間、現在は、

雑種地となっており、そこを駐車場に計画変更するということです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号2番について9番委員。

9番委員 議案第33号申請番号2番について調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。申請内容は記載のとおりです。去る3月9日午後1時30分頃より、現地で代理人行政書士から説明を受け、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をいたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。ご審議をよろしくお願いたします。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。はい、7番委員。

7番委員 ただいまの申請番号1番の、その理由について、もう少し確認したいんですが、49年間も前に転用許可を受けて造成工事を行ったというんですね。二つお聞きしたい。まず、一つ目は当時の許可から半世紀にわたってずっとそのままだったのは、農業委員会としてどんな経過措置ってというか、指導してきたのかっていうのが一つと、もう一点は、現地調査した中で2番の理由が、何かもっともらしい理由でないような感じもするんですが、これが本当の理由で、自宅から距離があって利用に不便だというのが、本当の理由なんだろうかって聞きたいんで、再確認をしたいと思います。二つについてお聞きします。

議 長 事務局。

事務局 指導については、転用許可に対する工事完了報告書を提出してくださいという案内を毎年通知しております。しかしながら、特に現在まで工事をされていなかったということだと思われま。続きまして、2番の理由は申請人からすると倉庫まではある程度の距離があり、不便であったようです。以上です。

議 長 7番委員。

7番委員 ここに記載のとおりですね、まず第1点の転用も5条申請をして、造成工事は完了しているってことなんですよ。したがって昭和46年ころに許可をいただいたものは、計画に基づき、速やかに造成工事とかは終わったということで理解

してですね、それ以降、その土地を目的に応じて、本来の計画に合ったものが、転用はされてなかったことを農業委員会でどういう指導やっているのかなって思ったんです。それがまず1点と、あと2点目の理由については、当初からこの理由であれば、気づいていたんじゃないかなと。当然、利便性がないっていうのは、わかって転用だったわけですから、何か理由にならないような理由なんだなって感じておりますが、いかがでしょうか。

議 長 事務局長。

事務局長 まず、農業委員会の指導につきましては、ただいま事務局のほうから説明ありましたとおり、農業委員会では毎年1回、許可を出したものについて、工事の完了届けについては工事が終わったのであれば、速やかに出していただくようにということで通知しております。もし、工事がなされないのであれば、速やかに工事に取りかかるようにということも記載しているところでございますけども、本人様のほうから、それでも何ら工事の進捗状況等について、完了しましたという届け出がなされてないまま現在まで続いてきたというところでございます。これについては、事務局でもやりますけども、本来であれば、農業委員さんも許可した後、現地を調査していただいて、地区担当農業委員からもご指導いただく点であるというふうに捉えております。それから、倉庫を造る目的ということですけども、このような理由になっておりますけども、当時でございますので、資金的な面とか融資とかそういう話の中でこのようになった結果になったんじゃないかなと思われま。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に日程第14議案第34号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第34号についてご説明いたします。議案書の42ページから43ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件はございません。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、2番委員。

2番委員 議案第34号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページでございます。去る3月10日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番、3番について、11番委員。

11番委員 議案第34号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は10ページです。去る3月10日午前9時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに、満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第34号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は11ページです。去る3月10日午前8時45分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号4番について、12番委員。

12番委員 議案第34号申請番号4番について、現地調査の報告をいたします。去る3月11日午前10時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号5番について、8番委員。

8番委員 議案第34号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は13ページになります。去る3月10日午前9時頃より、代理人行政書士立ち

会のもと、調査を行いました。代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第 1 5、議案第 3 5 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第 3 5 号についてご説明いたします。議案書の 44 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番については、第 1 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。第 1 種農地の太陽光発電設備の転用は原則できませんが、例外事項に該当します。本日お渡ししております立地基準の 6 ページ、力の隣接する土地と一体として同一事業の目的に供する場合であって、当該事業の目的を達成するうえで農地を供することが必要であり、第 1 種農地の面積割合が 3 分の 1 を超えず、かつ、申請に係る事業目的に供するべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が 5 分の 1 を超えないものに該当します。総事業面積が 4,383.48 平方メートルに対し、農地の占める面積が、1,147 平方メートルで 3 分の 1 を超えていないことから妥当と判断しております。続きまして、申請番号 2 番については、第 1 種農地に加工場兼レストラン、駐車場等を整備する転用申請です。第 1 種農地の立地基準 5 ページ、流通業務事業に該当します。流通業務事業とは流通業務施設、休憩場、給油所、その他これらに類する施設、一般国道または都道府県道の沿道の区域、または、高速自動車国道等の出入り口の周辺おおむね 300 メートル以内の区域に設置されるものに該当します。ここでいう休憩場等は、自動車の運転者が休憩するために利用することができる施設であって、駐車場およびトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているものを言います。したがって、駐車場およびトイレを備えているだけの施設は休憩所に該当しません。今回の申請地は県道 12 号線沿いに位置しており、立地基準を満たすものとなっております。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について 8 番委員。

8 番委員 議案第 3 5 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。申請内容は議案書 4 4 ページですが、現地案内図は、1 4 ページになります。去る 3 月 9 日午前 1 0 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、1 4 番委員。

1 4 番委員 議案第 3 5 号申請番号 2 番について報告いたします。案内図は 1 5 ページになります。3 月 1 0 日午前 1 0 時頃、譲渡人ご夫妻及び譲受人立会のもと、調査事項に基づき現地調査を行いました。立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。また、書類等におきましては、排水放流同意書及び融資証明書、道路使用証明書、また、南相馬市土地改良区からの認定書等々が添付されております。皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 6、議案第 3 6 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 6 号についてご説明いたします。議案書の 4 5 ページから 4 6 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号 2 番については、最寄りの既設送電線までに、新たな送電線と鉄塔建設工事を行うための工事用地としての一時転用であり、転用期間は許可日から 7 カ月となっております。続きまして、申請番号 3 番については、令和 2 年 2 月定例総会、議案第 2 2 号申請番号 2 番にて上程され、保留とされた案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 5 番委員。

15番委員 議案第36号申請番号1番の報告をいたします。現地案内図は16ページです。去る3月11日午後1時過ぎより、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地の確認調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして申請番号2番について、10番委員。

10番委員 議案第36号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は、17ページのとおりです。去る3月10日午前11時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに、基準を満たしていると判断させていただきました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号3番について、9番委員。

9番委員 議案第36号申請番号3番は、2月定例総会の保留案件の再調査の案件です。再調査のご報告をいたします。現地案内図は18ページです。申請内容は、記載のとおりです。2月27日午前9時より北庁舎1階会議室において、農業委員会側から14番委員、13番委員、9番委員、事務局側から、2名の5名で、代理人行政書士、申請人から再度聞き取り調査を行いました。問題点は、3点の第1点目、農地法第3条で取得した土地を耕作しないで一時転用することは問題はないのか。2点目、開発行為に伴う協議の進捗の状況はどうなっているのか。3点目、開発の計画、南側の排水について不安が残るが、問題はないのかの3点です。1点目、農地法第3条で取得した農地を耕作しないで一時転用することに問題はないのかについては、通常であれば、農地法第3条によって取得した農地は3年3作するというルールがあるが、今回の申請地は、3、4年前から土取りの計画があり、土取り終了後、一時転用後に農地に復元し、そこから3年3作するのであれば特に問題はないと福島県相双農林事務所に確認済みである。2点目、開発行為に伴う協議の進捗状況はどうなっているのかについては、現在、関係部署から事前指導を受け、すべての関係部署から申請可能という回答を得たので、相双農林事務所、相双地方振興局へ提出したところであり、今後は、それぞれの部局から関係部署に全体協議ということで通知されることである。3点目、開発計画南側排水について不安が残るが、問題はないのかについては、現在、地域住民からの要望もあり、仮の素掘りになっているが、開発が始まれば計画通り、調整

池が施行されるので問題はないと考える。なお、地域に支障を及ぼした場合は、開発事業者が責任をもって対応する。以上、聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。14番委員。

14番委員 　　今の9番委員の見解ですが、これも私とそれから13番委員も出席しました。その中で、9番委員が述べたとおりでございます。ただ一番心配だったのは、水処理の問題が心配だと思っておりますが、これは十分に県との相談のうえ、図面の書きかえということで、今回2月の申請になりました。ですから、いろいろな諸手続の許可申請等は同時許可というようなことを言っていました。ですから十分に関係部署との協議をした上での農業委員会への申請があったようですので、何も問題ないと思います。以上です。

議 長 　　ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第17、議案第37号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案第37号についてご説明いたします。議案書の47ページから48ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請事由についてですが、申請番号1番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。続きまして、申請番号2番については、工事現場への碎石運搬の効率化に伴う碎石置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和4年3月31日までとなっております。続きまして、申請番号3番については、隣接している寄宿舍に次年度増員が見込まれているに伴う駐車場、表土置き場、資材置き場としての一時転用であり、転用期間は許可日から3年間となっております。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番について、14番委員。

14番委員 議案第37号申請番号1番について報告いたします。案内図は19ページです。3月11日午前11時頃、設定人及び被設定人の代理人との立ち会いのもと、調査事項に基づき、現地調査を行いました。立地基準及び一般基準とも満たしていると判断してまいりました。また、電力会社との契約書及び発電事業計画の認定書等も添付されておりますので、何ら問題ありませんでした。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 続きまして、申請番号2番について、18番委員。

18番委員 議案第37号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。詳細については記載のとおりでありまして、碎石等の販売のための置き場としての一時転用であります。現地案内図は20ページです。去る3月10日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は平たん地であり、県道、市道、山林に囲まれており、立地基準、一般基準ともに、満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 続きまして、申請番号3番について、12番委員。

12番委員 議案第37号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。案内図は21ページです。去る3月10日午後1時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき被設定人からの聞き取り、また現地の状況と調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。15番委員。

15番委員 申請番号3番の一時転用ですけれども期間はどれくらいでしょうか。

議長 事務局。

事務局 申請番号3番について、一時転用期間の確認ですけれども許可日から3年間と
いうことでございます。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第38号、現況確認証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第38号についてご説明いたします。議案書の49ページになります。申請番号1番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願です。申請のあった1筆の農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査委員を代表いたしまして、17番委員から報告をお願いいたします。

17番委員 議案第38号、現況確認証明申請に係る現地調査の報告を申し上げます。調査日は、3月5日午後1時30分より、8番委員、12番委員に私と、事務局職員の4人で調査を行いました。今事務局からの話の通り、申請内容等は記載のとおりであります。現地確認の結果、現況は完全に山林化しており、耕作するにはなかなか容易でないと、こういった現状の観点から、非農地と判断させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第19、議案第39号、農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の決定についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第39号についてご説明いたします。議案書の50ページから51ページになります。こちらの内容につきましては、令和2年1月31日開催の総務企画専門委員会において協議し、その結果をもとに、定例総会において決定を求めするため提案させていただくものです。こちらの内容について、ご審議いただき決定

となれば、各関係機関及び市の広報紙等で周知を図る手続となっております。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　次に、日程第20、議案第40号、令和2年度標準農作業料金の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第40号についてご説明いたします。議案書の52ページから53ページになります。この内容につきましては、令和元年12月6日開催の総務企画専門委員会、及び令和2年1月31日開催の総務企画専門委員会で協議した内容を、令和2年3月4日の標準農作業料金検討会議で確認し、その結果をもとに、定例総会において決定を求めるため、提案させていただくものでございます。基本的には、昨年度の金額に消費税10%を適用させた内容となっておりますが、育苗欄に密苗の項目を新たに設けております。また、フレールモアーの料金を、小高の復興組合の金額に合わせた形で6,000円に変更しております。あと、今年度の料金表において直播の項目が抜けていたため、2年度の料金表に記載する形となりました。こちらの内容について今回ご審議いただき、決定となれば、各関係機関及び市の広報紙で周知を図る手続となっております。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　以上で本日の予定いたしました報告3件並びに議案15件、合わせて18件の審議の数をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の3月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

（終了）

（閉会 午後2時35分）

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年3月16日

議事録署名人(9番・ツカノ クニヨシ)

議事録署名人(10番・コンノ ヨシキ)

議事録署名人(11番・サトウ ヒロシ)